

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第4号および第5号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成22年3月10日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
（仮称）パロー大津真野ショッピングセンター 大津市真野六丁目21番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名
株式会社パロー 岐阜県恵那市大井町180番地の1 代表取締役 田代正美
株式会社ユタカファーマシー 岐阜県大垣市林町十丁目1339番1 代表取締役 高木裕
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 変更前
ア大規模小売店舗内の店舗面積の合計 6,004.91平方メートル
イ駐車場の収容台数 230台
ウ駐輪場の収容台数 173台
エ荷さばき施設の面積 464.5平方メートル
オ廃棄物等の保管施設の容量 55.21立法メートル
 - (2) 変更後
ア大規模小売店舗内の店舗面積の合計 2,568.35㎡
イ駐車場の収容台数 116台
ウ駐輪場の収容台数 74台
エ荷さばき施設の面積 417.5平方メートル
オ廃棄物等の保管施設の容量 60立法メートル
- 4 変更年月日 平成22年10月25日
- 5 変更の理由
経済状況等の諸事情により、施設全体計画の見直しを行ったため
- 6 届出年月日 平成22年2月24日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1
滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目1-1
大津市産業観光部産業政策課 大津市御陵町3-1
 - (2) 縦覧期間 平成22年3月10日から平成22年7月12日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 平成22年7月12日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部商業振興課
〒520-8577 大津市京町四丁目1-1